

医療法人における退社社員の出資の払戻請求権

山田 創 一

(専修大学法科大学院教授)

目次

- 一 はじめに
- 二 素材となる判例
- 三 検討
- 四 終わりに

一 はじめに

平成21年3月31日現在において、医療法人は4万5396に達し、そのうち出資社員がいる社団医療法人が大半（出資社員がいる社団医療法人数：4万3234。全医療法人数の95・2%）を占めており、厚生労働省の「医療経営の非営利性等に関する検討会」（報告書）によれば、こうした出資社員がいる社団医療法人では、社員の世代交代等で高齢化した社員や死亡した社員の相続人により払戻請求権が行使され、医療法人の存続そのものが脅かされる事態が少なからず生じ、深刻な問題として議論されるに至っていることが指摘されている¹⁾。

この点に関し、近時、東京高裁判決で画期的な判断がなされるに至った。すなわち、一審判決（前橋地判平成18年2月24日金判1310号40頁）は、出資時点（昭和32年）において20万円の出資が、医療法人の「経営について少なからぬ悪影響が生ずることは想像に難くない」と述べながらも、純資産に対する出資持分割合による出資の払戻しとして4億7110万1049円の支払いになることを肯定し、社会通念に照らしても著しく不当な判断を示していたが、二審判決（東京高判平成20年7月31日金判1310号32頁）は、出資額20万円のみ返還を肯定するに至り、社会通念に照らし妥当な判断を示すに至っている。

前記訴訟の帰趨は、単に当該医療法人の存続に関わる問題であるのみなら

1) 『医療経営の非営利性等に関する検討会』（報告書）～『出資額限度法人』の普及・定着に向けて～』1頁（平成16年6月22日）。

ず、他の医療法人において、医療法人の非営利性に全く関心をもたない出資者やその相続人の私的利益に基づく払戻請求権を横行させ、医療法人の存続に重大な危機をもたらし、国民の健康の保持を担って地域医療に貢献している医療法人を医療から撤退させ医療の崩壊を招くという看過できない重大な悪影響を及ぼす恐れがある問題を含んでおり、多くの医療法人の利害に関わる訴訟といえる。

前掲東京高判平成20年7月31日は最高裁に上告されており、平成22年4月8日に最高裁判決が言い渡されることになっているが、最高裁において、二審判決の論理が採用されるか、それとも一審判決の論理が採用されるかは、我が国の地域医療の崩壊を引き起こしかねない問題を含んでおり、慎重な判断が求められているといえよう。

本稿では、医療法人における退社社員の出資の払戻請求権の問題を扱って前掲前橋地判平成18年2月24日に影響を与えていると思われる東京高判平成7年6月14日高民集48巻2号165頁と、これと対照的な前掲東京高判平成20年7月31日を素材として、この問題を考察することとする。

二 素材となる判例

(1) 前掲東京高判平成7年6月14日

(a) 事案の概要

Yは昭和34年3月19日に設立された医療法人であるが、Xは、昭和45年5月26日に50万円を出資してYに入会し昭和63年3月31日に退会した。Yには定款に「退会した会員は、払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる」との規定があったことから、Xは、Yの純資産額にそのときの出資総額に占めるXの出資額の割合を乗じた額として、5億6024万3203円の支払いをYに求めた。

一審(東京地八王子支判平成6年3月24日未登載)は、Yの定款8条の「退会した会員は、払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる」との規定は、それ自体の文理からしても、解散時の残余財産分配請求権について

定めるYの定款35条との整合性からしても、「Yを退会した会員には、払戻額の制限なしの持分払戻請求権、すなわち、その払込済出資額に比例して、金銭をもってする社団財産の分割をYに請求する権利があることを認めた趣旨であると解するのが相当」であり、「退会会員が有する権利の割合である持分割合は、払込済出資額に比例するのであるから、払込済出資総額中に占める退会会員の払込済出資額の割合として計算される」と判示した。そして、Yに対してXに5億4696万2417円の支払いを命じた。Y控訴。

(b) 判示内容

控訴審は、以下の理由でXのYに対する出資金返還請求権を588万3696円の限度で認めると変更した。

医療法54条は、「医療法人が収益又は評価益を剰余金として会員に分配することを禁ずることによって、医療法人が営利企業化することを防止しようとしたものに過ぎないのであって、出資をした会員が法人資産に対する分け前としての持分を有するものとし、当該会員が退会したときその他会員資格を喪失した場合にその持分の払戻しをするかどうか又は解散時に残余財産が生じた場合にこれを持分を有する会員に帰属するものとするかどうかについては、医療法は、専ら医療法人が定款等において自律的に定めるところに委ねているのであって、同法56条の規定は、解散時の残余財産の帰属ないし処分についてこのことを明らかにしている。

そして、Yの定款は、8条において退会した会員に対する持分の払戻しに関して前記のような定めを置いているほか、その35条において、『本会が解散した場合の残余財産は総会の採択を経て払込済出資額に応じて分配するものとする。』と定めている……なのであって、Yの定款のこれらの規定の文理に照らすと、医療法人社団たるYにあっては、出資をした会員は出資額に応じた法人の資産に対する分け前としての財産権（出資持分）を有するものとし、出資持分を有する会員が退会したときその他会員資格を喪失した場合においては、当該会員に対して出資持分に相当する資産の払戻しを請求するこ

とができることとしたものであることが明らかである。

このように、Yの定款8条の定めは、会員資格を喪失した会員に対して出資持分の払戻しを認めるものであって、一部清算としての実質を持つものであるから、Yは、脱退会員に対して、その資産に対する出資持分に相当する資産の払戻しをすべきものであって、単に当該脱退会員が払い込んだ出資額そのものを返還すれば足りるというものではなく、医療法54条の規定が剰余金の配当を禁止しているからといって、定款8条の定めをYの主張するように限定的に解釈して、これを脱退会員の払込済出資額そのもの又は残余財産の価額中出資金に相当する部分の払戻しを意味するに過ぎないものと解することはできない。」

「Yは、その設立に際して、昭和25年8月9日医発第52号厚生省医務局長発各都道府県知事宛通達『医療法の一部を改正する法律の施行について』に参考添付された定款例に依拠して定款を作成したものであり、脱退会員に対する出資持分の払戻し及び解散時の残余財産の分配に関するYの定款の前記の定めは、いずれも右通達に参考添付された定款例をそのまま採用したものであることが認められるのであって、その文理ないし文言が持つ一般的な意味内容とは離れて、そこに設立者が特に個別的な意味合いを付与したものと解されず、過去に右のような一解釈事例があったからといって、それによって直ちに右定款の定めを規範的な意味内容が左右されたり規定されることになるものではない。」

「医療法人にあっても、収益が内部に留保され、または、経済状況の変動によって資産の評価益が生じるなどして、当該法人の資産価額は常に変動することを免れず、他方、一般的に貨幣価値は低落するのを常とするから、原始会員とその後に入会した会員がある場合においては、……出資時期を異にする会員間の出資持分に著しい不公平が生じることになり（このことは、設立後相当の期間が経過し、多額の資産が形成された後に入会した会員が死亡等により程なく退会したような場合を想定すれば、明らかである。）、それが設立者の合理的意思に適うものとは到底解されないところである。

そして、新会員の入会当時に原始会員が退会したとすれば、退会会員は当時の資産総額に出資総額中の当該会員の出資額の占める割合を乗じた額の払戻しを受け得たこと、換言すれば、当時原始会員は右によって算出される持分をそれぞれ有していたものと解されることを考慮すれば、設立後に出資をした会員の出資持分の割合は、当該出資時におけるYの資産総額に当該会員の払込済出資額を加えた額に対する当該出資額の割合によるものと解するのが相当である（なお、新会員の入会当時の当該医療法人の資産がマイナスである場合には、既存の出資額割合を増加すべき理由がないから、払込みどおりの出資額を基礎とすれば足りる。）】。

こうして、Yは、Xの出資持分の払戻しとして、588万3696円を支払う義務があるとされた。

最判平成10年11月24日未登載は、これを支持して上告を棄却している。

(2) 前掲東京高判平成20年7月31日

(a) 事案の概要

Xは、医療法人Yの出資社員であったA及びB（Xの両親）の死亡を原因とする退社によって発生した出資金返還請求権を相続等により取得したと主張して、Yに対し出資金返還請求権の内金4億7110万1049円の支払いなどを求めた。

一審（前掲前橋地判平成18年2月24日）は、以下の理由で、Yに対する出資金返還請求権の4億7110万1049円の請求のみを認容し、その余のXの請求は全て理由がないとして棄却した。

「Yにおいては、社員の死亡はその社員の退社事由となり、出資社員が退社した場合には、Yに対する出資金返還請求権が発生する。……Aの死亡に伴う出資金返還請求権は、時効により消滅したというべきである。」

「医療法54条によれば、医療法人は剰余金の配当をしてはならないと定められており、この規定は、医療法人が営利企業化することを防止しようとしたものと考えられる。しかしながら、……Yの定款は、……『退社した社員

はその出資額に応じて返還を請求することができる。』と定められているほか、……Yが解散したときの残余財産は、『払込出資額に応じて分配するものとする』と定めている（第33条）と認められる。このような定款の定め of 文理に照らすと、Yにあっては、出資をした社員は出資額に応じた法人の純資産に対する出資持分を有するものとし、出資持分を有する社員が退社したときは、当該社員はYに対して出資持分に相当する資産の払戻しを請求することができることとしたものであるというべきである。したがって、医療法54条の定めがあるからといって、Yの出資社員が退社したときの出資金返還請求権の金額について、出資金額を限度とすると解することはできない。

「前記定款の定めによらず、Yにあっては、ある社員が退社した後は、残った社員らが、法人の総社員間に出資額の割合に応じた出資持分を有するものと解される。そして……Yが設立されてから、現在に至るまで、その出資社員であった者はAとBのみであったから、Aが死亡したことにより、Yの出資社員はBのみになったことが明らかであるところ、A死亡後、Bは、Yの純資産全部に対し、出資持分を有することになったといえる。したがって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権は、Bの死亡時におけるYの純資産全部に及ぶことになる。」

「次に、Bの死亡時においては、既にAの死亡に伴う出資金返還請求権が発生していたから、ここにいうYの純資産とは、Yの資産から、Aの死亡に伴う出資金返還請求権を含むYの負債を控除したものをいうはずであった。ところが、……Aの死亡に伴う出資金返還請求権が時効により消滅したことにより、同請求権は、これを行使することができる時、すなわち、Aの死亡時点に遡って存在しないものと扱われる（民法144条）。その結果、Bの死亡時におけるYの純資産は、Yの資産から、Aの死亡に伴う出資金返還請求権を含まないYの負債を控除したものとなる。したがって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲は、民法255条を引き合いに出すまでもなく、Aの死亡に伴う出資金返還請求権を負債として考慮しないYの純資産全部に及ぶと解するべきである。」

「Bの死亡に伴う出資金返還請求権の範囲は、Yの純資産全部に及ぶことから、その請求が認められる場合に、Yの経営について少なからぬ悪影響が生ずることは想像に難くない。そのような影響の大きさにかんがみると、Xが、専らYの経営に対して打撃を与えるなど不当な目的をもって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権を行使していると認められる場合には、その請求権の行使は、権利の濫用として許されないと考えられる」が、XによるBの死亡に伴う出資金返還請求権の行使は権利の濫用に当たらない。

B退社時のYの純資産額は4億9893万8630円を下回らないから、YにはXが求めた出資金返還請求権の4億7110万1049円の支払義務があるとした²⁾。

XY控訴。

2) 当該訴訟で看過してはならないのは、4億7110万1049円の支払いが認められた場合には、一審判決自らが認めているごとくYの「経営について少なからぬ悪影響が生ずることは想像に難くない」(廃業に追い込まれる可能性がある)というばかりでなく、Yの出資者であったAやBによってYは「経営破綻に追い込まれた」という経緯(昭和55年11月には和議の申立てがなされている)があること、また、Bの夫であるAが費消した使途不明金が2億1391万3438円にも昇るといった事実があることという点である。一審判決は、こうした事実を認定しているにもかかわらず、昭和32年に20万円しか出資していないBの相続人による出資の払戻請求に対し、Yの純資産に対する出資持分の割合による払戻しとして、4億7110万1049円の支払いを認めている。

しかし、これでは一審判決そのものが「踏んだり蹴たり」判決と評されても反論できないであろう。社会通念から見て著しく正義に反する判決といえる。権利濫用論(民法1条3項)で対応するのの一つの解決策であるが、二審判決は、こうした事案の特殊性がなくても、Yの出資の払戻しは出資額を限度とすべきと考えて、定款的合理的解釈という方法での解決を示したものといえる。

従って、仮に百歩譲って、二審判決の論理を採り得ないとしても、一審判決の結論を支持し得ないことは看過してはならない。

一審判決は、仮にBの出資が1円の出資であったとしても、A死亡後、Bは、Yの「純資産全部に対し、出資持分を有する」として、Bの出資持分による出資金返還請求権を時効消滅したAの出資持分による出資金返還請求権の部分も含む金額に変動し拡張したものと解して、Yに4億7110万1049円の支払いを認める論理が展開されている。しかも、AやBは「経営破綻」や「使途不明金」といった責任を負っている旧経営陣であり、そのBの相続人にYの出資の払戻しとして、出資額の20万円を遥かに上回る4億7110万1049円の支払いを認めるに至っている。

また、一審判決は、「Xが、専らYの経営に対して打撃を与えるなど不当な目的をもって、Bの死亡に伴う出資金返還請求権を行使していると認められる場合には、その請求権の行使は、権利の濫用として許されないとした上で、「本件において、XによるBの死亡に伴う出資金返還請求権の行使が、専ら不当な目的をもってなされているとまで認めるに足る証拠はない」として、権利の濫用にシカーネ(加害意思)を要求する立場に立っている。

しかし、確立した判例法理は、権利濫用を判断するにつき、シカーネ(加害意思)を要求せず、客観的比較考量で判断している。すなわち、国が所有者から土地を賃借して占領軍(占領後は日米安全保障条約によって米駐留軍)に空軍基地として使用させていたが、所有者より賃貸借期間が満了したとして国に対し土地明渡しを請求された事案において、最高裁は、所有者の明渡請求を権利濫用と判断した原判決を支持し

(b) 判示内容

控訴審は、以下の理由でXのYに対する出資金返還請求権を20万円の限度で認めると変更し、他の請求は全て棄却した。

「上記各規定（平成18年法律第84号による改正前の医療法41条・54条・56条1項2項4項……筆者注）によれば、医療法は、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、医療を提供する体制の確保を図る（医療法1条）ために、医療法人の自己資本を充実させ、剰余金の利益処分を禁止しているものであり（同法54条）、それゆえに、組合員が脱退した場合にその持分の払戻しを受けることができる旨を定める民法681条及び持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の社員が退社した場合にその持分の払戻しを受けることができる旨を定める会社法611条のいずれも準用しないこととする一方（医療法68条1項参照）、医療法人が解散した場合については会社法664条を準用した上で（医療法68条1項）、医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する（医療法56条1項）などと規

ている。そして、この事案で最高裁は、原判決中に土地所有者の「加害の意思について判示されていないことは、格段の障害となるものではない。」と判示して、権利の濫用の判断にシカーネ（加害意思）を要しないことを明らかにしている（最判昭和40年3月9日民集19巻2号233頁）。

従って、権利濫用論で判断する場合であっても、一審判決には判例法違反があり、その判断を支持することはできない。XによるBの死亡に伴う出資金返還請求権の行使が権利の濫用に当たるかどうかは、客観的比較考量、すなわちXによるBの死亡に伴う出資金返還請求権の行使が認められることによるXの利益に比較してYの被る損害が著しく大であるか（4億7110万1049円の支払いは、一審判決によれば「Yの経営について少なからぬ悪影響が生ずることは想像に難くない」と述べられている）で決せられるべきである。

この点、小林俊明「判批」ビジネス法務10巻4号122頁（平22）は、被上告人を「解散に追い込むなど不当目的がある場合には、権利濫用といえる要素を認めることができるかもしれない」とした上で、「認定された事実のもとでは、いまだ正当な持分払戻請求権の行使と考えざるをえないように思われる」と指摘する。そもそも権利の濫用の判断にシカーネ（加害意思）を要求している点で前掲最判昭和40年3月9日に違反しているし、せっかく「ドイツ法にいう『会社の存立を破壊する侵害』の法理といった理論も考慮に値するだろう」という指摘をしていながら、権利濫用論の判断にそれがいかされていくのは残念である。一審で認定された事実のもとで、客観的比較考量により、権利濫用の判断をすることは十分可能というべきである。なお、小林教授は、「出資社員と非出資社員が混在する本件のような医療法人については、持分払戻請求権の時効消滅によって当該持分は法人自体に帰属したと考えてよいのではないだろうか。そうであるとするれば、Aの持分払戻請求権の時効消滅によってもBの持分に影響を及ぼさず、当初Bが出資した出資額20万円の総資産462万円に占める割合である4.32%に相当する持分を払い戻すという理論構成も十分成り立ちえよう。」と指摘しており、一審判決には反対されている。

定しているのである。このように、医療法は、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する場合と医療法人が解散した場合とを峻別し、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、医療法人の自己資本を充実させることとして、剰余金の利益処分を禁止しているのであるから、医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、剰余金及びその積立金の利益処分の実質を有する行為も禁止していると解するのが相当であり、したがって、医療法人に対して出資をした社員が退社した場合に剰余金及びその積立金の全部又はその一部を払い戻す行為も禁止していると解するのが相当である。……医療法人の定款の定めを解釈するに当たっては、医療法の上記の趣旨を踏まえてこれを行うことを要するものというべきある。」

「医療法人Yの原始定款……は、当該医療法人の資産を基本財産とそれ以外の財産（通常財産）とに明確に区分し、これらについて内訳書を作成するなどして明確に区分して管理することとし、基本財産は原則として処分してはならない（9条）こととし、『決算の結果剰余金を生じた時は総会の決議を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ若しくは新医療器、医学研究の為の書籍等買入に当てる』（15条）上で、『退社せる社員はその出資額に応じ払戻しを請求する事が出来る』と規定する（8条）一方、当該医療法人が解散した場合については、『本団が解散した時の残余財産は総会の決議を経、且つ、群馬県知事の認可を得て払込出資額に応じて分配するものとする』（33条）と規定していたこと、変更後の現行の定款も、上記8条の文言を『退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる』とするなど、若干の文言の修正をしたほか、同旨を定めていること、上記各規定によれば、医療法人Yの定款は、当該医療法人が存続して病院を営んでいる間は、基本財産を維持し、医療法54条が、剰余金の配当を禁止している趣旨を踏まえ、剰余金が生じたときは、これをそのまま保有しておいて出資した社員が退社した場合に払い戻すこととすることを想定せず、これを基本財産に繰り入れ、又は医療機器の整備、更新等に専ら充てることとし、その結果として、出資をした社員に対して剰余金の配当をしないことは

当然のこととして、出資をした社員が退社した場合は『払戻し』という文言(現行の定款においては『返還』)を使用して出資を払い戻すことを認めるにとどめ、その社員に対して出資額に応じて払い戻すべき資産の対象から剰余金及びその積立金を除外することとする一方、医療法人Yが解散した場合には、もはや病院等を経営することがなくなる以上、剰余金及びその積立金を含め、上記の要件の下に、残余財産を出資をした社員に対して出資額に応じて分配することとするものであること、以上のとおり認めることができる。上記認定事実によれば、医療法人Yに対して出資をした社員が退社した場合には、退社した当該社員は、医療法人Yに対し、自己が出資した額の限度でその返還を請求することができるのであり、基本財産並びに剰余金及びその積立金を含む総資産について持分の払戻しを請求することはできないものと解するのが相当である。医療法人Yの原始定款8条は、『退社した社員はその出資額に応じ払戻しを請求する事が出来る』と定めていたところ、変更後の現行の定款8条も、『退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる』と定めており、定款の文言上は基本財産並びに剰余金及びその積立金を含む総資産について持分の返還ないし払戻しを定めているかのように見える部分があるが、定款の全体の定め及びその趣旨にかんがみれば、そのようなことを定めたものと解することはできないのであって、『出資額に応じ』とは、社員の出資額が格別に異なることを想定した上、退社する社員が返還ないし払戻しを請求することができる出資は当該社員が出資した額とする旨を明らかにしたものにすぎないというべきである。』

そして、XのYに対する出資金返還請求は、出資金20万円とその遅延損害金の支払を求める限度で理由があったとした。

三 検討

医療法人における退社社員の出資の払戻請求権の問題を扱った前掲東京高判平成7年6月14日と前掲東京高判平成20年7月31日は、どちらも一審判決の払戻額を大きく減額した点では共通性があるが、前者は「退会した会員は、

払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる」との定款を出資持分の払戻しと解しているのに対し、後者は「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」との定款を出資額限度の払戻しと解した点で、質的に大きな違いがある。

確かに、両者の定款は厚生省（現厚生労働省）通達³⁾に参考添付されたモデル定款を採用したもので、厚生省自身が「出資額に応じて」という表現を出資持分の払戻請求と解していることからすれば⁴⁾、前掲東京高判平成7年6月14日は行政解釈を追認したものといえる。そして、司法解釈においては、モデル定款を採用した医療法人における退社社員の出資の払戻請求権に関し、従来は前掲東京高判平成20年7月31日が登場するまでは、前掲東京地八王子支判平成6年3月24日、前掲東京高判平成7年6月14日、前掲最判平成10年11月24日、前掲前橋地判平成18年2月24日などこの問題を扱った判例は、医療法人における退社社員の出資の払戻請求を出資持分の払戻しと解してきた⁵⁾。

3) 昭和25年8月9日医発第52号。

4) 『『医業経営の非営利性等に関する検討会報告書（平成17年7月22日）』医療法人制度改革の考え方（報告）～医療提供体制の担い手の中心となる将来の医療法人の姿～』5頁において、昭和32年12月総第43号茨城県衛生部長宛厚生省医務局総務課長回答で「退社社員に対する持分の払戻は、退社当時当該医療法人が有する財産の総額を基準として、当該社員の出資額に応ずる金額でなくても差し支えないものと解する」との通知がなされ、「これによって、実質的に退社社員に対し退社時の医療法人の有する財産の総額を基準として、社員の出資額に応じた払戻しが認められることとなった」と指摘されている。

なお、国京則幸「判批」宇都木伸ほか編『医事法判例百選』23頁（有斐閣、平18）参照。

5) 前掲東京地八王子支判平成6年3月24日については、野木盈『医療法人の定款変更－理論と実務』32頁以下（日本医療企画、平7）が資料として判決原文を掲載している。

なお、前掲東京高判平成7年6月14日は、後に最高裁判所長官になった町田顕裁判官が裁判長として判断しており、実務上影響力が大きいものであったと推察される。この判決に賛成する評釈として、山本裕子「判研」ジュリ1137号143頁（平10）。

また、医療法人における退社社員の出資の払戻請求が問題となり、出資持分の払戻しを認めたものとして、浦和地判平成10年2月20日労判787号76頁及び東京高判平成11年11月17日労判787号69頁があるほか、出資持分の払戻請求権の算定の基礎となる医療法人の資産の評価などが問題となり、出資持分の払戻しを前提とした判断がなされたものとして、東京地判平成15年11月18日金判1191号46頁がある。

さらに、出資持分を相続によって取得したとされる相続人から、相続税の減額を求めて提訴された課税処分の取消訴訟においても、出資持分の払戻しを前提とした判断がなされている（東京地判昭和53年4月17日税資101号115頁、東京高判昭和54年4月17日税資105号133頁、最判昭和55年3月7日税資110号564頁、名古屋地判昭和63年4月25日税資164号227頁、名古屋高判平成元年2月27日税資169号400頁）。

もっとも、前掲最判昭和55年3月7日や前掲最判平成10年11月24日は、前掲東京高判昭和54年4月17日や前掲東京高判平成7年6月14日に対する上告を棄却しただけで

もっとも、医療法人における退社社員の出資の払戻しに関する事案において、出資持分割合に応じた払戻し(37億4900万円)の定款から出資額限度による払戻し(1087万1469円)の定款に変更する定款変更を有効として、出資額限度による払戻しを認めたものもある(東京地八王子支判平成12年10月5日未登載,東京高判平成13年2月28日未登載,最決平成15年6月27日未登載)。これは定款変更があった事案であったが、前掲東京高判平成20年7月31日のようにモデル定款を採用して定款変更がない事案であったとしても、定款の合理的解釈を用いることにより、出資額限度による払戻しを認めることは許されると考える。

また、判例の帰結を別の側面から眺めてみると、前掲東京高判平成7年6月14日においては、一審(前掲東京地八王子支判平成6年3月24日)は5億4696万円余りの払戻しを認めたのに対し、二審(前掲東京高判平成7年6月14日)は、退社社員が医療法人設立後11年を経過して出資した社員であったことに注目し、同社員の出資時における資産総額に対する同社員の出資額の比率で、出資持分の払戻しを受けるものとして、その金額を588万円余りに減額し、不当な結果を回避しており(前掲最判平成10年11月24日もこれを支持)、定款変更があった前記の事案においても、払戻請求直前に行われた定款変更を有効と認めることにより、37億4900万円の払戻しを回避して1087万円余りの払戻しにとどめている(前掲東京地八王子支判平成12年10月5日,前掲東京高判平成13年2月28日,前掲最決平成15年6月27日とも同旨)。ここで注意すべきは、いずれの判例も5億4696万円余りの払戻しや37億4900万円の払戻しが不合理であるとの価値判断は共通しており、まだ最高裁判決がでない前掲前橋地判平成18年2月24日のような4億7110万1049円の金額の出資の払戻しも、従前の司法解釈からみて金額面では「合理的」とみることができないというべきである。

とりわけ、厚生労働省により設置された「これからの医業経営の在り方に関する検討会」が平成15年3月26日にとりまとめた「医業経営の近代化・効

あり、最高裁自身の積極的な意見は展開されておらず、前掲東京高判平成20年7月31日の上告審判決で、もし判決理由において本格的な判断がなされるならば、実質的に初めての最高裁の判断といってよいであろう。

率化へ向けた今後の取組」で、「出資額限度法人」（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）の検討の必要性が指摘され、平成16年6月22日に「医業経営の非営利性等に関する検討会」がとりまとめた報告書では、「出資額限度法人」の普及・定着に向けて、出資持分の払戻請求権の範囲を出資額限度としない「現行の社団医療法人のモデル定款については、廃止を含めてその取扱いを検討すべきである。」とまで指摘されていた⁶⁾。そして、平成16年8月13日の厚生労働省医政局長通達で、出資額限度法人のモデル定款が示されるに至った。

「医業経営の非営利性等に関する検討会」は、出資額限度方式が望ましい理由として、「①投下資本の回収を最低限確保しつつ、法人の内部に留保された剰余金が出資額に応じて社員に払戻し（分配）されるという『事実上の配当』とも評価されかねないと最終報告書が指摘するような事態の発生を防止し、医療法人の『非営利性』の徹底に資するものであること、②社員の退社時や法人の解散時における払い戻（分配）される額の上限があらかじめ明らかになることで、医療法人の安定的運営に寄与し、もって『医療の永続性・継続性』の確保に資するものであること」をあげている⁷⁾。

そして、平成18年6月21日に改正された法律第84号改正医療法では、同法施行（平成19年4月1日）後に新たに設立される医療法人としては、持分のある医療法人は認められないこととなり、解散時の残余財産の帰属先に関しても、出資者とすることができず、①国、②地方公共団体、③医療法人その他の医療を提供する者で厚生労働省令で定めるもののいずれかとしなければならないとする一方（医療法44条4項・50条4項）、持分のある医療法人に代わるものとして新たに基金の返還を認める基金拠出型の医療法人（医療法施行規則30条の37・30条の38）が創設されることとなった。

定款の合理的解釈を行う場合、こうした医療法人の出資の払戻しをめぐる社会や立法の著しい変化を踏まえた上で、合理的な解釈を行うことが必要である。従来解釈が社会の変化により不合理な結果を招来する場合には、最

6) 前掲注1) 報告書4頁。

7) 前掲注1) 報告書2頁。

高裁も180度棍を切る判断を今まで勇断をもって示してきた⁸⁾。主たる債務者が負担する解除に基づく原状回復義務についての保証人の責任に関し、保証契約の合理的意思解釈を行い、従来否定してきた保証人の責任を判例変更して肯定するに至った判決⁹⁾も、そのことをまさに示したものと見える。とりわけ、厚生労働省の「医業経営の非営利性等に関する検討会報告書」において、「医療法人制度に関しては、制度創設時より一貫して剰余金の配当が禁止され、営利性が否定された法人制度であるが、医療法人の実態として、いわゆる『持ち分』があると誤って判断されてきたことを原因として医療法人の永続性・継続性が確保できないといった問題が生じており」と指摘されていて¹⁰⁾、出資社員に持分があると判断されてきたことは「誤り」であることを厚生労働省の検討会自らが自白していることは看過すべきではない。改正医療法が施行された現在においては、「誤って」なされた判断をできる限り是正する解釈を行うべきである。

前掲東京高判平成20年7月31日は、医療法は、「医療法人が存続してその開設する病院等を経営する限り、剰余金及びその積立金の利益処分の実質を有する行為も禁止していると解するのが相当であり、したがって、医療法人に対して出資をした社員が退社した場合に剰余金及びその積立金の全部又はその一部を払い戻す行為も禁止している」と解した上で、「Yに対して出資をした社員が退社した場合には、退社した当該社員は、Yに対し、自己が出資した額の限度でその返還を請求することができるのであり、基本財産並びに剰余金及びその積立金を含む総資産について持分の払戻しを請求することはできないものと解するのが相当である」と判断している。これは、昭和25

8) 例えば、酌婦稼働契約と金銭消費貸借契約を分離し前者が公序良俗違反であっても後者は公序良俗違反でないとしていた判決から、両者を一体と考え前者・後者ともに公序良俗違反であると大転換した判決（最判昭和30年10月7日民集9巻11号1616頁）、平成18年法律第115号改正前の利息制限法1条2項を死文化させる方向に転換した判決（最大判昭和39年11月18日民集18巻9号1868頁、最大判昭和43年11月13日民集22巻12号2526頁、最判昭和44年11月25日民集23巻11号2137頁）、有責配偶者からの離婚請求を認める方向に転換した判決（最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁）、非占有担保である抵当権者が不法占拠者に妨害排除することを肯定するに至った判決（最大判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁、最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁）などのように、従来の判例を180度転換し社会の変化に即した判断を示したケースがある。

9) 最大判昭和40年6月30日民集19巻4号1143頁。

10) 前掲注4) 報告書3頁。

年の医療法改正によって医療法人制度が導入された当時の立法者の意思¹¹⁾に沿う判決であり、こうした立法者の意思を無視してボタンの掛け違いをしていた従前の判決（前掲東京高判平成7年6月14日を代表とする判決）を改めた（判例変更）ということができるのであって、最高裁が時計の針を誤った

- 11) 昭和25年4月4日の参議院における厚生委員会会議録第24号に掲載されている医療法人に関する政府委員の久下勝次氏（厚生事務官医務局次長）の答弁は、医療法の趣旨を詳細に説明しているので関連部分を引用する。すなわち、「まず第一はこの法人に出資いたしました医師が出資に対して利息程度のもので取れるかどうかということですが、実際問題といたしましては、医師が出資いたしました場合は、その医師はその法人の経営する病院の医師を当然兼ねているだろうと思います。そういう意味合におきまして職員として相当額の報酬を受けるといようなことで結局は解決がつくのではないかと考えております。それから剰余金の生じた場合の処置でございますが、当然お話の通り積立ということになって参ると思います。積立られました金は、私共の考えとしては、できるだけその病院の改善のために使う、或いは医療機械の購入等のために使って、その病院ができるだけ立派な医療内容に、医療ができるようにして参りたいと思っております。ただ若干そこに問題があるのでございまして、明確に御指摘がございませぬでしたが、積立金をして参りまして、そうして相当額の積立ができました場合に、これを解散してしまう、出資者が分配をするということになりますと、折角こういう剰余金の配当禁止をいたしまして、そういう方法で綺麗に潜られる虞れがあるのでございます。そのことは毎年々々は剰余金の配当をいたしませんでも、結局実質的には配当する結果と同じようになりますので、そういう点を考慮いたしまして、解散の場合の財産処分につきまして第五十六條に規定してございます。この規定をちょっと御覧を頂きたいのですが、『解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。』こう書いてございますので、第一段階はこうした法人でありますので、定款又は寄附行為の規定というものを尊重したいと思っております。その定款、寄附行為の規定は、認可の場合に審査をいたしまして、こういう規定に反するかどうかを審査いたしますから、今申しましたように積立金をどんどん積んで置いて、あとから皆で山分けしてしまうというような規定になっておりません、恐らく認可の場合に抑えられると思います。従って認可をいたします場合に、そういうような規定がございませぬ場合には、病院の維持改善に努めるよう仕向けて行くことに指導する考えでございませぬ。それから第二項の『前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の調査を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。』というふうにいたしまして、定款の規定がなかった場合には、社員の同意を経しただけではできない。都道府県知事が必ず認可して処分をするようにしたいということで、実質的な五十四條の配当禁止の規定を潜ることを、こういう方法で抑えて参りたいと思っております。どうもくどくど申上げて恐縮でございましたが、結局私共の考えといたしましては、営利性のない法人である、而も日進月歩の医療を行なうて行きますので、適正な医療をやつて、而も剰余金が出ました場合には、その剰余金は医療機関の改善のために使って貰うというような方法で実質上の指導をしたいと考えておる次第であります。』

立法者の意思として、病院の積立金が出資の払戻しや残余財産の分配に用いられ、社員への剰余金の配当禁止の潜脱がなされるということ防止するのが医療法の趣旨であると解しており、徹底した非営利法人を目指していたことが伺われる。残余財産の分配を出資持分に応じて出資社員に分配することにも否定的である点で、前掲東京高判平成20年7月31日より立法者の意思は非営利法人を徹底していると言えるが、退社社員に出資持分に応じて払い戻すことは社員への剰余金の配当禁止を潜脱することから当然に認められない点で、前掲東京高判平成7年6月14日より前掲東京高判平成20年7月31日の解釈の方が、立法者の意思に沿うものといえよう。

方向に戻すことは決してあってはならないといえる。

前掲東京高判平成7年6月14日と前掲東京高判平成20年7月31日との相対立する高裁判断を前にして、どちらの判断が医療法の趣旨、定款の解釈として合理性を有する解釈か、前掲東京高判平成20年7月31日の上告審では、最高裁として昭和25年の医療法改正によって医療法人制度が導入された当時の立法者の意思も十分に踏まえた上で、社会通念に即した見識ある判断を示す必要があろう。前掲東京高判平成20年7月31日に関する無記名の判例解説のコメントで、「医療法の趣旨を前提にすれば、医療法人の純資産の払戻しを認めた原判決（一審判決〔筆者注〕）を変更して、その出資額の限度で返還を命じた本判決の判断に特に異論はないものと解される」と指摘されているが¹²⁾、前掲東京高判平成20年7月31日の解釈の方が医療法の趣旨からすれば妥当であることは、多くの法律家にとって「特に異論はない」のではなかろうか。近時、前掲東京高判平成20年7月31日と同様の定款（「退社した社員は、その払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。」との定款）を有する医療法人において、退社社員の出資の払戻し請求が問題となったが、前掲東京高判平成20年7月31日と同様に、「退社する社員が返還ないし払戻しを請求することができる出資は当該社員が出資した額とする旨を明らかにしたものにすぎないと解するのが相当である」との判断が示されているが（東京地立川支判平成21年7月24日未登載）、前掲東京高判平成20年7月31日の判断に「特に異論はない」ことを裏付けるものといえよう。

ところで、平成18年6月21日法律第84号改正の医療法附則10条2項において、改正医療法の施行日前に設立された医療法人又は施行日前に設立の認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であって、残余財産の帰属先の規定を設けていないもの又は改正医療法に規定する者以外の者を残余財産の帰属先として規定しているものについては、「当分の間」改正医療法の規定を適用せず、旧医療法の規定の効力を有効とする経過措置を設けている。前掲東京高判平成20年7月31日によれば、出資社員の退社の際の出資の払戻しと、解散時の残余財産の帰属とは区別されるから、医療法附則10

12) 金判1310号35頁。

条2項により後者について旧医療法の規定を有効とする経過措置が設けられたとしても、前者については出資持分の払戻しは禁止されるに至ったと解することができる。

もっとも、厚生労働省は、改正医療法附則10条2項において、出資者の払戻請求権の範囲を出資額限度としない出資持分の定めのある医療法人も「当分の間」は存続することが認められると解している。仮に、こうした解釈にたったとしても、定款の解釈により出資者の払戻請求権の範囲を出資額限度とする医療法人が存在することを否定すべきではない。すなわち、司法解釈による定款の合理的解釈を通じて、「退社した社員は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」というモデル定款を採用した医療法人であったとしても、問題となった個別の医療法人の実態や「定款の全体の定め及びその趣旨にかんがみ」て出資者の払戻請求権の範囲を出資額限度とすることは認められてよいと考える。改正医療法は、同法施行後「当分の間」は司法解釈に既存の医療法人の合理的解決を委ねたものと解することができる。

前掲東京高判平成7年6月14日は、医療法人の出資社員が退社したときの出資の払戻しと解散時の残余財産の帰属を同列に扱って、剰余金及びその積立金を含めた純資産から持分の払戻しを行っているのに対し、前掲東京高判平成20年7月31日は、医療法人の出資社員が退社したときの出資の払戻しと解散時の残余財産の帰属とを区別し、出資社員が退社したときの出資の払戻しについては出資額限度の払戻しであるが、解散時の残余財産の帰属については、剰余金及びその積立金を含めた残余財産を出資額に応じて分配すべきであると解している。そもそも、事業を継続し存続することを前提とする出資社員の退社の際の出資の払戻しと、残余財産を残す必要のない清算段階を前提とする解散時の残余財産の帰属とは区別すべきで、医療法も前掲東京高判平成20年7月31日が指摘するように両者を区別して取り扱う趣旨と解すべきである。

確かに、退社社員に対する出資の払戻しは一部清算としての側面があるが、

出資者でなくても社員となることができ、出資者が全員退社しても医療法人は存続するという医療法人の特殊性〔前掲東京高判平成20年7月31日の事案においては、医療法人YではAとBが死亡したことから出資社員はおらず、出資者でない社員で構成されている〕からすれば、社員が全員出資者である団体の出資の払戻しと同列に医療法人を扱うべきではないし、医療法人の存続が前提である以上、存続を脅かす出資の払戻しはできないというべきである¹³⁾。

思うに、民法上の組合や持分会社のように組合員や社員全員が出資者であるならば、出資持分の払戻しと解する合理性は認められよう。しかし、医療法人においては、社員が出資をするとは限らないことから、組合員が脱退した場合にその持分の払戻しを受けることができる旨を定める民法681条や、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の社員が退社した場合にその持分の払戻しを受けることができる旨を定める会社法611条が、いずれも準用されていない（平成18年6月21日法律第84号改正前医療法68条1項参照）点は看過すべきではない。そもそも、民法上の組合や持分会社は出資して共同所有者（オーナー）となった者に退社により出資持分の払戻しを認めたものであり、多くの社員が出資しておらず社員が共同所有者としての性格を有しない医療法人については、出資持分の払戻しと解する基盤を欠いているというべきである。

従って、前記モデル定款を採用した医療法人であっても、出資者が所有者（オーナー）としての性格を有し、出資持分の払戻しと解する基盤を備えた医療法人の場合、すなわち、①民法上の組合や持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）のように社員が出資を原則とする医療法人や、②医療法人

13) ドイツにおいては、出資払戻請求権の限界を「社団の解消または社団の権利能力の喪失（破産）をもたらしかねないところで限界線が敷かれなければならない」として、これを「社団の自治の内在的限界」に求める見解（パラシューテッド）が有力に主張されており、日本法の解釈においてもこれを参考にすべき旨の見解として、田山輝明「医療社団法人の定款中の『社員タル資格ノ得喪ニ関スル』規定の効力」伊藤進教授還暦記念『民法における「責任」の横断的考察』10頁・16頁（第一法規出版、平9）がある。

ドイツ法の「会社の存立を破壊する侵害」の法理を紹介したものとして、神作裕之「ドイツにおける『会社の存立を破壊する侵害』の法理」黒沼悦郎＝藤田友敬編・江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（上巻）』81頁以下（商事法務、平19）があるが、これも考慮に値する（小林・前掲注2）「判批」122頁）。

の実態が個人の医院と変わらないような永続性・継続性を有しない医療法人（一人医師医療法人の多くは永続性を前提としなければこれにあたるであろう）であれば、出資の払戻しは出資持分の払戻しと解してもよいであろう。

これに対し、前記モデル定款を採用した医療法人であったとしても、出資者が所有者（オーナー）としての性格を有しておらず、出資持分の払戻しと解する基盤を備えていない医療法人、すなわち、社員が出資を原則としない医療法人で永続性・継続性を有する医療法人であれば、出資の払戻しは出資額限度の払戻しと解するのが合理的である。

そして、前者か後者か疑わしい場合には、新たに設立される医療法人において持分のある医療法人が認められないこととなったわけであるから、こうした立法や社会の著しい変化を踏まえ、後者によりシフトした判断を行う（出資額限度の払戻しと解する）ことが、合理的解釈として求められているといえる。とりわけ、出資持分の払戻しと解する場合、医療法人の社員は無限責任を負わないので、医療法人の債権者が害されることにも注意が必要である。社員が有限責任しか負わず無限責任を負わない合同会社においては、退社社員による持分の払戻しに対し、債権者保護のため債権者の異議の制度を設けているが（会社法635条）、こうした制度をもたない医療法人にあっては、特段の事情（出資者が所有者としての性格を有し、出資持分の払戻しと解する基盤を備えた医療法人であるとの事情）が明白でない限り、出資額限度の払戻しと解することが合理的である。

前掲東京高判平成20年7月31日の事案においては、医療法人であるYは、社員に出資を求めておらず社員が出資を原則としない医療法人であり、出資社員であるAとBの死亡後も継続して存続している医療法人である。従って、Yは出資持分の払戻しと解する基盤を欠いた医療法人であって、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」との定款は出資額限度の払戻しと解するのが合理的といえる。

また、前掲東京高判平成20年7月31日の事案を、医療法人Yの設立時の出資者の合理的意思という観点で考察してみるならば、①設立時の出資者A B

は、医業の継続を最大の目的としており、退社時に投下資本の回収として出資金が戻ることは予期していても、自らの退社とともに医業を終了させることまでは予期していなかったと考えられること、②出資者A Bは、医療法人が営利目的でないことは認識していて自らの出資が利益を生むとは期待していないし、仮にそうした期待があっても、医療法人の永続性を損なう利益を出資者が得ることは医療法の趣旨に反し認めることはできないこと、③出資時点（昭和32年）において20万円の出資が前掲前橋地判平成18年2月24日のように4億7110万1049円の出資の払戻しとして認められるという事態は、出資時点で誰も予測ないし期待しておらず、しかもそれを認めると医療法人の経営が困難になるとすれば、出資者B（及びその相続人X）がこうした利益を得ることは法的保護に値しない利益の取得であること、④医療法人設立後における病院経営の剰余金は、医業の継続のために使用（例えば、医療の高度化に伴う医療機器・設備の購入、施設の老朽化に伴う建物の増改築、医師・看護師・職員の増員によるスタッフの充実）されることが出資者A Bの合理的意思というべく、医療の遂行に必要な法人資産の解体は出資者A Bの合理的意思とみれないことからすれば、Yの定款8条の「出資額に応じて」との文言は、出資額そのものの払戻しを意味していると解するのが合理的である。そして、厚生労働省において出資額限度法人のモデル定款が示されたのは平成16年8月13日であり、出資の払戻請求をした本件訴状の送達の日が平成16年1月31日であることに鑑みると、出資額限度法人のモデル定款が示されない中で認可法人である医療法人Yに定款の文言を明確にするために出資額限度の払戻しへの定款変更を求めることは、不可能といわないまでも事実上困難であったことも斟酌すれば、前記解釈は妥当な解釈と評価できよう。

そうであるとすれば、前掲東京高判平成20年7月31日は、医療法人Yの実態を前提とした上で問題となった個別の医療法人の「定款の全体の定め及びその趣旨にかんがみ」での判断で、Yの法人の実態（社員が出資を原則としない医療法人で永続性・継続性を有する医療法人）に即した事例判断であったと解することもできよう。このように解すれば、百歩譲って医療法人の退

社社員の出資の払戻しを出資持分の払戻しと解してきた前掲東京高判平成7年6月14日を代表とする従前の判例を変更しなくても、医療法人の定款の合理的解釈により出資額限度の払戻しと解した前掲東京高判平成20年7月31日は、最高裁においてその結論を維持できるといえよう。

なお、前掲東京高判平成7年6月14日は、「その文理ないし文言が持つ一般的な意味内容とは離れて、そこに設立者が特に個別的な意味合いを付与したものと解されず、過去に右のような一解釈事例があったからといって、それによって直ちに右定款の定め規範的な意味内容が左右されたり規定されることになるものではない」と解しており、医療法人Yの定款8条の「出資額に応じて」との文言を出資額そのものの払戻しを意味していると解することは、「その文理ないし文言が持つ一般的な意味内容」に反することにならないかが問題となる。

思うに、定款の解釈であることから、定款の解釈の一場面である「法人の目的の範囲」の解釈の基準が参考となる。判例は、営利法人では客観的抽象的基準で「法人の目的の範囲」を判断し、非営利法人では具体的事情を斟酌して「法人の目的の範囲」を判断していると解されている¹⁴⁾。本件の定款解釈は、医療法人という非営利法人の定款の解釈の問題であって、退社社員の出資の払戻しという法人の内部関係の問題であり非取引行為の問題であることに鑑みるならば、客観的抽象的基準で判断するのではなく、当該法人の定款の全体の定めやその趣旨及び法人の実態を斟酌し具体的事情を考慮して解釈すべきといえる。従って、医療法人Yの定款8条の「出資額に応じて」との文言を、「その文理ないし文言が持つ一般的な意味内容」に基づいて解釈する必要はなく、定款の全体の定めやその趣旨及び法人の実態に鑑みて、出資額そのものの払戻しを意味していると解することは許されると考える。

14) 小野秀誠ほか『ハイブリッド民法 民法総則』87頁以下〔山田創一〕(法律文化社、平成19)。なお、「法人の目的の範囲」に関しては、拙稿「Ultra Vires 法理の機能と課題」専修ロージャーナル4号33頁以下(平成21)参照。

四 終わりに

医療法人制度は、「私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの」であるとともに、「その営利性については剰余金の配当を禁止することにより、営利法人たることを否定されており、この点で商法上の会社と区別される」ものであるとされる¹⁵⁾。すなわち、剰余金の配当を明文で禁止するなど非営利性を担保しながら、資金を集積し医療の永続性・継続性を確保することを図る特別の法人として設けられたものといえる。

こうした医療法人の非営利性と永続性に鑑みたとき、前掲東京高判平成20年7月31日の原審である前掲前橋地判平成18年2月24日の法解釈は、純資産に対する出資持分割合による出資の払戻しを認め、医療法人を廃業に追い込む点で、不当な判断というべきである。

医療法人の退社社員の出資の払戻しを、前掲東京高判平成7年6月14日や前掲前橋地判平成18年2月24日は、定款自治（医療法人が定款において自律的に定めるところに委ねている）を理由に出資持分の払戻しと解しているが、定款を「不合理に」解釈して医療法人を廃業させ、ひいては地域医療の恩恵を受ける国民に不利益を与える解釈を行うのでなく、司法の立場で「合理的に」定款を解釈することを通じ、不合理性を解釈で取り除く努力をすることが司法の役割といえる。定款自治の名の下に医療法人が廃業しても関知しないかのような前掲前橋地判平成18年2月24日の解釈（医療法人が廃業に追い込まれる定款の解釈を行うこと自体、定款「自治」を超えているといえよう）は、「合理的解釈」という法解釈の名に値しないといえるべきである。

医療法人の「経営について少なからぬ悪影響が生ずることは想像に難くない」と述べながらも、純資産に対する出資持分割合による出資の払戻し（4億7110万1049円）を認め、重大な国民の健康の保持を担って地域医療に貢献している医療法人を医療から撤退させるという看過できない重大な悪影響を及ぼす結果となりうる前掲前橋地判平成18年2月24日は、国民の常識あるいは

15) 昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通牒。

社会通念からみて余りにも不当な判決で、是認することはできないといえよう。

我妻博士は、「私法の方法論に関する一考察」の結びとして、「法律学は、『実現すべき理想の攻究』を伴わざる限り盲目であり、『法律中心の実有的攻究』を伴わざる限り空虚であり、『法律的構成』を伴わざる限り無力である。」と述べられたが¹⁶⁾、「実現すべき理想の攻究」を全く伴わない前掲前橋地判平成18年2月24日に対し、前掲東京高判平成20年7月31日は、医療法の理想を攻究し医療法の趣旨に照らして「法律的構成」を行ったすぐれた判断といえる。平成22年4月8日に予定される最高裁判決において、「実現すべき理想の攻究」を伴ったすぐれた解釈を期待したい。

16) 我妻栄「私法の方法論に関する一考察」〔『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、昭28初出、昭61復刊）所収、408頁〕。